

平成25年9月30日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 1番 吉岡 広小路 | 2番 須山 敏夫 | 3番 小池 拓司 |
| 4番 鈴木 深由希 | 5番 澤井 信秀 | 6番 齊木 亨 |
| 7番 桑田 典章 | 8番 山村 恵美子 | 9番 穴戸 稔 |
| 10番 保実 治 | 11番 池田 徹 | 12番 新家 良和 |
| 13番 福岡 誠志 | 14番 岡田 美津子 | 15番 杉原 利明 |
| 16番 亀井 源吉 | 17番 伊達 英昭 | 18番 國岡 富郎 |
| 19番 大森 俊和 | 20番 竹原 孝剛 | 21番 平岡 誠 |
| 22番 小田 伸次 | 23番 林 千祐 | 24番 久保井 昭則 |
| 25番 助木 達夫 | 26番 沖原 賢治 | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

| | |
|------------------------|------------------------------|
| 市長 増田 和俊 | 副市長 高岡 雅樹 |
| 副市長 津森 貴行 | 総務部長 元 廣修 |
| 特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二 | 財務部長 福永 清三 |
| 地域振興部長 藤井 啓介 | 産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二 |
| 福祉保健部長 森田 和利 | 子育て支援部長 瀧 奥恵 |
| 教育長 児玉 一基 | 教育次長 白石 欣也 |
| 建設部長 花本 英蔵 | 水道局長 坂本 高宏 |
| 総合窓口 センター部長 部谷 義登 | 市民病院部 事務部長 山本 直樹 |
| 君田支所長 平岡 淳 | 布野支所長 反田 博美 |
| 作木支所長 瀧 奥 祥二郎 | 吉舎支所長 木屋 繁広 |
| 三良坂支所長 片岡 法生 | 三和支所長 細 美好宏 |
| 甲奴支所長 内藤 かすみ | 企業誘致課長 森 本 純 |
| 選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之 | 監査事務局長 伊川 文雄 |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|---------------|---------------|
| 事務局長 大 鎗 克文 | 次 長 吉 川 一也 |
| 議事係長 中 村 静明 | 政務調査係長 明 賀 克博 |
| 政務調査主任 瀧 熊 圭治 | |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|---|--|
| 第 1 | 議案第65号 議案第66号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第73号 議案第74号 請願第1号 | (総務常任委員長報告8件) 三次の酒で乾杯を推進する条例(案)(原案可決) 三次市交通観光センター設置及び管理条例(案)(原案可決) 地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)(原案可決) 個別外部監査契約に基づく監査によることについて(原案可決) 個別外部監査契約の締結について(原案可決) 指定管理者の指定について(原案可決) 過疎地域自立促進計画の変更について(原案可決) 消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について(不採択) |
| 第 2 | 議案第67号 | (教育民生常任委員長報告1件) 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)(原案可決) |
| 第 3 | 議案第68号 議案第69号 | (産業建設常任委員長報告2件) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) |
| 第 4 | 議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号 | (予算決算常任委員長報告18件) 平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について(認定) 平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(認定) 平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について(認定) 平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(認定) 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(認定) |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|--------|---------------------------------|---|
| 第 4 | 議案第80号 | 平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について（認定） |
| | 議案第81号 | 平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（認定） |
| | 議案第82号 | 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（認定） |
| | 議案第83号 | 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（認定） |
| | 議案第84号 | 平成24年度三次市病院事業会計決算認定について（認定） |
| | 議案第85号 | 平成24年度三次市水道事業会計決算認定について（認定） |
| | 議案第86号 | 平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）（原案可決） |
| | 議案第87号 | 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） |
| | 議案第88号 | 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） |
| | 議案第89号 | 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） |
| | 議案第90号 | 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） |
| | 議案第91号 | 平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決） |
| 議案第92号 | 平成25年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）（原案可決） | |
| 第 5 | 議案第93号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） |
| | 議案第94号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） |
| | 議案第95号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） |
| | 議案第96号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） |
| 第 6 | 発議第8号 | 政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）（原案可決） |
| 第 7 | 発議第9号 | 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）（原案可決） |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|----------------|--|
| 第 8 | 発議第10号 | 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）（原案可決） |
| 第 9 | 発議第11号 | 成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）（原案可決） |
| 第 11 | 陳情第2号 陳情第3号 | （閉会中継続審査申出事件2件） 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について（継続審査） T P P 交渉からの撤退を求める意見書の提出について（継続審査） |
| 第 12 | | 議員の派遣について（決定） |

平成25年9月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（平成25年9月30日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|--|
| 第 1 | | (総務常任委員長報告8件) |
| | 議 65 | 三次の酒で乾杯を推進する条例(案) …………… 259 |
| | 議 66 | 三次市交通観光センター設置及び管理条例(案) …………… 259 |
| | 議 70 | 地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例(案) …………… 259 |
| | 議 71 | 個別外部監査契約に基づく監査によることについて…………… 259 |
| | 議 72 | 個別外部監査契約の締結について…………… 259 |
| | 議 73 | 指定管理者の指定について…………… 259 |
| | 議 74 | 過疎地域自立促進計画の変更について…………… 259 |
| | 請 1 | 消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について…………… 259 |
| 第 2 | 議 67 | (教育民生常任委員長報告1件) 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案) …………… 266 |
| 第 3 | 議 68 | (産業建設常任委員長報告2件) 三次市農林業集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) …………… 267 |
| | 議 69 | 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案) …………… 267 |
| 第 4 | | (予算決算常任委員長報告18件) |
| | 議 75 | 平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 76 | 平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 77 | 平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 78 | 平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 79 | 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|--|
| 第 4 | 議 80 | 平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 81 | 平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 82 | 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 83 | 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について…………… 269 |
| | 議 84 | 平成24年度三次市病院事業会計決算認定について…………… 269 |
| | 議 85 | 平成24年度三次市水道事業会計決算認定について…………… 269 |
| | 議 86 | 平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）…………… 269 |
| | 議 87 | 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 269 |
| | 議 88 | 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 269 |
| | 議 89 | 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 270 |
| | 議 90 | 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）…………… 270 |
| | 議 91 | 平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）…………… 270 |
| | 議 92 | 平成25年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）…………… 270 |
| 第 5 | 議 93 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 273 |
| | 議 94 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 273 |
| | 議 95 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 273 |
| | 議 96 | 人権擁護委員の候補者の推薦について…………… 273 |
| 第 6 | 発 8 | 政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）…………… 275 |
| 第 7 | 発 9 | 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）…………… 277 |

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------------|---|
| 第 8 | 発 10 | 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）…………… 278 |
| 第 9 | 発 11 | 成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）…………… 280 |
| 第 11 | 陳 2 陳 3 | (閉会中継続審査申出事件2件) 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について…………… 282 T P P交渉からの撤退を求める意見書の提出について…………… 282 |
| 第 12 | | 議員の派遣について…………… 283 |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日は9月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、池田議員及び新家議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告8件

議案第65号 三次の酒で乾杯を推進する条例（案）

議案第66号 三次市交通観光センター設置及び管理条例（案）

議案第70号 地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等
に関する条例（案）

議案第71号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第72号 個別外部監査契約の締結について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 過疎地域自立促進計画の変更について

請願第1号 消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第65号三次の酒で乾杯を推進する条例（案）外6議案及び
請願1件を一括議題といたします。

議案7件及び請願1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案7件及び請願1件について、
その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今委員会では、去る9月12日、委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、請願第1号につ
いては提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第65号三次の酒で乾杯を推進する条例（案）外議案6件については、審査の結果、いづ
れも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出については、審査の結果、願
意妥当と認め、賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げ

ます。

議案第70号地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)について、税制改正の内容が市民にはわかりがたい。納税通知書通知時などにおいて、変更点などがより理解しやすくなるような方法について検討されたい。

次に、議案第74号過疎地域自立促進計画の変更については、新市まちづくり計画の未着手事業への影響について、地域審議会へ十分情報提供し、議論を深めるとともに、市民への説明責任を果たされたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 久保井議員。

○24番(久保井昭則君) ただいまの総務常任委員長報告では、請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出についてが委員会の中で願意妥当と採択されておりますが、私は反対の立場で討論いたします。

昨年8月に、自民党、民主党、公明党の3党で合意を行い、消費税増税法案、税と社会保障の一体改革法案を成立させております。これは、平成26年4月から消費税を現在の5%から8%に、そしてその1年半後、平成27年10月からは10%に上げること、そして上げた消費税分は全額を子育て、年金、医療、介護の社会保障の4分野のみに充てるということを3党で決めたものでございます。また、増税延期や税率の見直しには法改正が必要としております。その中で、増税の条件として経済状況を好転させることを附則に盛り込んで、平均経済成長率を実質2%、名目3%とする目標も掲げております。そして、消費税を上げる半年前に、経済状況を勘案しながら、時の政権が消費税を上げるか上げないかを決めるという、こういう法律でござい

ます。

この10月1日がその半年前となります。昨今の報道では、10月1日に安倍総理が消費税を8%上げることを発表し、そのかわり景気の腰折れを防ぐため、しっかりとした経済対策をあわせて発表するのではないかと予測されております。

高齢化が進んで現役世代が減少する中、将来まで持続可能な社会保障制度をどのように維持していくのか、そのための財源をどうしていくかは大きな課題でござい

た財源が必要でございます。公明党は、その財源を得るための消費税を含む税の抜本改革はいたし方ない、必要なことと考えております。現在の我が国の年金、介護、医療などの社会保障の総額は年間110兆円でございます。このうち保険料等による収入は60兆円余り、あとの40兆円は税金で賄っております。この税金部分の40兆円は、将来へ、私たちの子どもや孫たちに借金をして賄っているのが現状でございます。また、毎年確実に1兆円ずつ増加している社会保障の費用も見過ごせないものでございます。

これらを自分たちで賄っていこう、子どもや孫たちにツケを残さないために消費税を上げて、その増税分を全て社会保障に充てるということがこの増税の目的でございます。

確かにこの請願に書かれているとおり、消費税には低所得者ほど負担が重くなる逆進性の問題があります。そこで、私ども公明党は、3党合意の中で、消費税が8%に上がるときに、消費税増税の負担を和らげるため、所得が少ない人たちに現金を支給する簡素な給付措置をすることを法律に明記しております。

また、税率を10%に上げる際には、食料品、医療などの一部の品目の税率を軽くする軽減税率と給付つき税額控除を選択肢とするよう低所得者対策を行っております。この軽減税率は、欧州連合27カ国の中20カ国で導入され、広く採用されている低所得者対策であり、マスコミ各社の世論調査でも70%以上の賛成を得ております。

また、軽減税率以外にも、自動車関連諸税、住宅取得にかかわる措置などの消費税増税で負担がふえる分野への目配りも必要であり、これらの議論も現在行われております。

また、小売業者、中小零細企業など、消費税が価格に転嫁できないという問題に対しまして、下請・孫請いじめにならないよう、必要な法の改正、強化を図るとしております。

今回の請願について、当面の中止とはいつまでなのか、どういう状況なら増税が可能なのか、また増税をせずに持続可能な社会保障の財源をどこから持ってくるかということは明記されておらず、具体性がありません。

以上の理由によって、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立のため、将来にツケを残さない安定した財源を確保するため、消費税増税はやむを得ないものと考えております。

よって消費税増税の当面の中止を求める意見書の提出について反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○10番（保実 治君） 清友会の保実でございます。

私は、請願第1号、国に消費税増税の当面中止を求める意見書の提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

安倍総理が来年4月に消費税を8%に引き上げる方針を固めたことを受け、政府の経済対策の調整が大詰めを迎えております。規模は、5兆円以上が当然視されております。公共事業の大幅積み増しから法人税率の引き下げまで、何でもありのようであります。

消費税を1%上げると、税収は年に2兆7,000億円ふえます。5%から8%への増税で、負担増は8兆円に達します。デフレ脱却への流れが途切れないよう、一定の対策の必要性は理解できますが、消費税は物やサービスを購入した人が最終的に負担するものです。対策には、低所得者世帯への一時金給付や住宅購入時の支援も盛り込まれるそうですが、企業偏重は明らかであります。

この中身は、法人減税、施設投資減税などあり、法人減税の柱は東日本大震災の復興財源であり、特別法人税を予定より1年前倒しし2013年度末で打ち切られるものであります。これにより約9,000億円が減税となり、これに設備投資減税を含めると、1兆数千億円規模の法人減税になります。この税は、復興財源として、国全体で復興を支える方針の象徴であったはずで、政府は、復興財源は別途確保すると強調しておりますが、話の筋がまるで違います。国民の所得税の特別増税分は、ことし1月から25年間、今後もそのまま続きます。所得税額に2.1%上乘せし、住民税にも来年6月から10年間1,000円加算される仕組みになっております。前倒しで廃止するのは法人負担分のみで、国民は増税のままです。

このような露骨な企業優遇策は、被災地軽視にもつながるもので、到底容認できるものではありません。公明党代表も、国民が納得するか大いに疑問だと公言されております。公共事業の大盤振る舞いにも疑問が残ります。

そもそも消費税増税の目的は、社会保障の安定財源を確保し、財政健全化を進めて、私たちの子どもや孫世代の負担を減らすことにあるはずで、景気回復に伴う税収の増加見込み分など、本来は財政健全化に振り向けるべきであり、その余力を公共事業に回すのは本末転倒というしかありません。消費税増税対策に名をかりたばらまきとの批判を覚悟すべきであります。

また、法人減税は、納める前提となる黒字の企業は全体の約3割程度であります。恩恵を受けるのは一握りの大企業だけです。政府の6月末の統計によると、法人全体で現金と預金だけで約220兆円を内部留保されていると推計しております。政府中枢からは、引き上げ幅3%のうち2%分を経済対策で還元すると、そういった声も聞かれますが、結果的に消費税で企業を支える構図にも映るわけです。国民の理解は到底得られないと思います。

このことにより、税収増の見込みは8兆円程度から2兆7,000億円程度に目減りすることになります。3%を集めて2%を返すのなら、最初から1%でいいのではないとも言えます。行政のスリム化が叫ばれる時代に、わざわざ役人の業務をふやす必要はないのではないのでしょうか。景気の腰折れが心配だから対策を講じるとの言い分はもっともらしく聞こえますが、つじつまは合いません。

さらに、消費税増税は社会保障と一体であるはずが、増税を判断する議論から社会保障の観点も抜け落ちていることにも危惧を覚えるところであります。

共同通信社の最新の世論調査によりますと、来年4月に消費税を8%引き上げることに反対は50%を占め、賛成の46.8%を上回っております。景気回復の実感に乏しいばかりではありません。社会保障改革案で負担増や給付抑制など、痛みを強いる内容が目立ち、制度充実が一向に見えないことへの不満もあるのだと思います。

また、中山間地に位置する本市においても、市民は景気回復を実感しておらず、平成25年4月から6月期の三次商工会議所管内の景気調査を見ますと、景気天候図は、少し悪いの曇りマークと大変悪いの傘マークばかりであります。「アベノミクス効果によって景気が回復している実感はありますか」との問いに、「実感はないが、今後は回復すると思う」が45.7%、「実感はないし、今後も回復しないと思う」が44%と拮抗しております。

また、この概況として、昨年後半から進んだ円安や株価上昇により、輸出型の大企業を中心に業績を回復させているが、中小零細企業には景気回復へ期待感はあるものの、多くは実体経済の回復を感じていない結果と言えると結んでおります。

また、小売業界最大手の社長の談話として、来春の消費税増税は、危ない橋を渡るようなものだとコメントしております。庶民の暮らしはもっと悲惨であります。みずほ総研の試算によると、消費税が8%になれば、年収300万円未満の世帯は年間約5万3,000円の負担増となり、その上各種保険料の引き上げや輸入品の高騰、光熱費のはね上がりが追い打ちをかけます。低所得者対策として1人最大1万5,000円を配っても、焼け石に水であります。

また、自民党の全国幹事長会議においても、自民党高知県連の幹事長は、「引き上げ時期の判断はぜひ慎重にしてほしい」、自民党北海道連の幹事長は、「アベノミクス効果の恩恵が届かないまま北海道が沈んでしまうおそれがある」などなど、地方から慎重にとの要請があると新聞報道されております。

私たち三次市議会26名は、5万7,000市民の代表として、沖原賢治議長を先頭に、三次市民の安心・安全な暮らしを推し進めていかなければなりません。デフレの長いトンネルを抜けたら、そこは不平等が広がる社会だったということにならないように、三次市民の目線に立って、間違いのない判断をしていかなければなりません。

そういった意味においても、党派、会派を超えて、三次市民の目線に立った判断を強くお願いをし、請願第1号、国に対し消費税増税の当面の中止を求める意見書の提出を求める請願に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかに反対討論ありますか。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

御存じのとおり、本年6月、負債のストックが我が国1,000兆円を超え、また毎年のフローにおいても、安倍政権の言う名目成長率3%という数字を実現したとしても、2020年には財政赤字が50兆円にも上ると言われる状況で、将来的には消費税が30%水準にならないとプライマリーバランスが達成できないというような状況も言われております。

私は、昨年消費増税法案が通る際、この景気下の中での増税というものには反対してまいりました。しかし、残念ながら、その後2回の国政選挙が行われたわけでございますが、その2

回の国政選挙を経て、我が国の主権者たる国民が選択した結果として、この消費増税というのは既定路線へと至っております。あすにも、安倍首相は来年4月からの消費増税を発表されると言われていた中、もうあすにその発表の時期も迫っている中で、我々はなぜこの既定路線に至ってしまったのかということをしつかりとまずは受けとめて、これから我々が国へ求めているべきは、市場の国際的信用を失うことなく、成長戦略の確実な実施や大幅な社会保障改革、そして国有資産の売却や肥大した公的機関の痛みを伴う大リストラなどを行うように、そちらのほうを強く求めているべきだろうというふうに思っております。この消費増税というのは、それらの政策と一緒にパッケージとしてしっかりと実現していただいで、この国の経済成長というのに導いてもらわなければ困ると、それを我々は提言していくべきという思いでこの反対討論を行わせていただいております。

同調いただいなくても、私のこの気持ちはわかっただけだと信じつつ、反対討論を終わらせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 賛成討論。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私も、請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出について賛成の討論を行います。

先ほど保実議員の広い分野にわたっての賛成の討論がございました。若干重複をするかもわかりませんが、賛成討論を行います。

安倍首相が強行しようとしている消費税増税には、何の大義も道理もなく、何よりも国民は消費税の増税を認めておりません。さきに行われた参議院選挙後のどの世論調査を見ても、増税を予定どおりに実施すべきだという意見は2割から3割程度しかありません。

先ほど杉原議員の選挙で国民に信を得たというふうな発言もありましたけれども、この選挙では、消費税の増税はほとんど争点として争われておりません。むしろそのことを隠して選挙に臨んだというのが政府・与党の実態であります。

中止すべき、あるいは先送りすべきだという声は国民の7割から8割と圧倒的多数を占めているのに、国会で一切審議をせず、首相の一存で消費税増税を強行しようとするのは、税金は国民が決めるという民主主義の根幹を破壊するものであると言わなければなりません。

首相は、消費税増税へ踏み切る根拠を4月から6月期の経済指標に求めておりますが、長く続いているデフレ不況は克服されておられません。1997年をピークに、国民の所得は減り続け、労働者の平均賃金は70万円も減少したままであります。経済指標が上向くどころか、労働者の月給は14カ月連続で前年を下回り、今でも減り続けております。一方、物価だけは上がり初め、暮らしはますます大変になり、中小企業は長期にわたる不況のもとで、今でさえ消費税を販売価格に転嫁することができずに苦しんでおります。税率8%で8兆円、10%になれば13.5兆円という、日本国民がいまだかつて経験したことのない史上最大の新たな負担に耐えられる力がどこにあるのでしょうか。空前の大増税で、国民から所得を奪い取ったら、暮らしを営

業を破壊するだけでなく、日本の財政危機を一層深刻化させるだけであることは、1997年に消費税を5%に引き上げたときの経験を見るまでもなく明らかであります。

安倍政権も、このことを恐れてか、消費税を上げるかわりに、5兆円規模の景気対策を実施すると言っています。しかし、消費税を増税すると景気が落ち込むから、景気を支えるために消費税を充てる、これほどばかげた話はなく、景気が心配だというのなら、消費税の増税をやめることこそ最大の景気対策であります。しかも、5兆円の景気対策の中身は何かといえば、大企業減税と従来型の大型公共事業であり、とりわけ許しがたいのは、東日本大震災からの復興に充てる財源のうち、大企業の負担する復興法人税だけを前倒して廃止して減税してやろうという措置であります。法人税は、そもそももうかっている企業にしかかからないものであり、国民には所得税を25年間、住民税を10年間増税しておきながら、もうかっている企業だけには負担を前倒して軽くしてやるなど、これほどあからさまな国民無視で大企業奉仕の政治はありません。しかも、消費税増税が社会保障の拡充のためでもなければ財政再建のためでもないことは、これまでの歴史が証明しております。

このように、大義も道理もなく、市民生活に重大な影響を及ぼす消費税の増税は中止すべきであり、当面中止を求める意見書の提出は、三次市議会としてぜひとも行うべきであり、本請願は採択すべきとの立場から賛成するものであります。

何とぞ全議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 反対討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第65号外6議案及び請願1件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立少数であります。

よって請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出については不採択と決しました。

次に、ただいまの請願第1号を除く議案第65号外6議案を採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第65号外6議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第65号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 教育民生常任委員長報告1件**

**議案第67号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の  
一部を改正する条例（案）**

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第67号三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

議案1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○教育民生常任委員長（宍戸 稔君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第67号三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

この議案については、法務局において実施された山耕地重複地番の解消作業に伴い、甲奴町内の公共施設の地番が変更になるため、改正しようとするものであります。

今後、順次各地域で同様な手続が行われることになることから、公共施設の地番はもとより、個人に関係するものなど、その他の地番の変更もあわせて、市民に混乱が生じぬよう、あらゆる広報媒体を通して十分な周知を図られたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。



お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第67号三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第68号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第69号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議案第68号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 小田産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇]

○産業建設常任委員長(小田伸次君) 皆さんおはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今委員会では、去る9月12日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第68号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外議案1件は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第69号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)については、この改正によって、三次工業団地及びみわ工業団地の土地を民間から購入した場合においても奨励金の交付が可能となるが、土地の販売価格や過去の奨励金の交付状況等を厳正に審査し、適正な交付に努められたい。

また、今後とも、三次工業団地第3期への積極的な企業誘致にも努められ、あらゆる状況に対応できる支援策を模索するとともに、本市の企業が他自治体へ転出することがないように細心の注意を図られたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、先ほど委員長報告のありました、特に議案第69号に関して、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

特に企業誘致に関しては、その時代、また企業のニーズに応じて的確に行政としての対応、支援策をタイムリーに行うことが必要であろうかと思ひますし、今後とも経済対策を優先をしながら、その企業誘致に関しての変更あるいは支援などを充実をさせていただきたいものであります。

さらには、先ほど意見書のほうで、反対ということで意見書の採択になりませんでしたけれども、いよいよあす閣議決定をして、来年の4月から消費増税が、いわゆる5%から8%に上がる可能性が強くなるんであるかというふうに思ひます。

地方においてはまだまだ、アベノミクスと言ひながらも、なかなか経済の状況が好転をするという実感を得られてないということもあろうかと思ひますけれども、確実に円安が進み、株高が進行する中で、デフレからインフレへ、そしてまた地方の活性化に向けての道筋が少しずつ見えてくる状況が今の状況ではなかろうかと思ひますけれども、一方では、消費税が上がることによって、あるいは4月から導入されることによって、増税が、駆け込み消費というのが想定されようかというふうに思ひます。その際、三次市としてきちんとしたやはり経済対策なりを執行しておく必要があるかと思ひます。この提言、提案を行いたいと思ひますが、12月議会等で提案してたんでは間に合わないだろうかと思ひますから、きょうぜひとも提案する次第でありますけれども。

この駆け込み消費税、消費税導入によります駆け込み消費に関して、ぜひとも従来も導入されたこともあります、いわゆるプレミアム商品券であるとかそういったものを来年4月に向けて、期限つきあるいは1割の負担等を三次市行政で行うことによって、いわゆる三次市内で消費が回る、お金が回る、そういったものを行政としてもバックアップをしていただきたいというふうに思うところであります。

例えば行政のほう、市役所のほうで、市のほうで、1億円の予算で、いわゆるプレミアム商品券を1割アップということで導入し、11億円の予算出ます。特に今回は、車であるとか、高額の商品に対してもそういったものを導入し、三次市内で購入していただくこと、あるいは期限つきでそのプレミアム商品券を導入すること、これをもって市内の中の4月に向けての消費動向、それから経済の動向のアップをお願いしたいというふうに思うところであります。

当然4月以降におきましては、消費税導入において、消費が冷え込むということも予想されますから、場合によっては第二弾のそういった経済対策も、単独の三次市としての対応も必要であろうかというふうに思ひます。

ぜひともこうした三次市としての単独のいわゆる経済対策をお願いをして、賛成の討論とさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。
これより議案第68号外1議案を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。
本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。
よって議案第68号三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告18件

- 議案第75号 平成24年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第76号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成24年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第80号 平成24年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 平成24年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 御案第82号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 平成24年度三次市病院事業会計決算認定について
- 議案第85号 平成24年度三次市水道事業会計決算認定について
- 議案第86号 平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）
- 議案第87号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 議案第88号 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第 89 号 平成 25 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）

議案第 90 号 平成 25 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
（案）

議案第 91 号 平成 25 年度三次市病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）

議案第 92 号 平成 25 年度三次市一般会計補正予算（第 5 号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第 4、議案第 75 号平成 24 年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外 17 議案を一括議題といたします。

議案 18 件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○予算決算常任委員長（國岡富郎君） 皆さんおはようございます。予算決算常任委員長報告を申し上げます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案 18 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る 9 月 6 日及び 9 月 17 日から 25 日までの計 7 日間にわたり委員会を開催し、担当部局長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、決算認定に関する議案 11 件について申し上げます。

議案第 78 号平成 24 年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、賛成多数をもって認定してよいものと決しました。

議案第 75 号平成 24 年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外 9 議案については、いずれも全員一致をもって認定してよいものと決しました。

決算審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意としたものを申し上げます。

まず、議案第 75 号については、主要施策の成果に関する説明書などにおいて、今後は成果や結果を次年度以降の事業へ生かすため、日常的に検証できるような手法について検討され、さらなる充実に努められたい。

次に、議案第 81 号平成 24 年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 82 号平成 24 年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第 83 号平成 24 年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、受益者負担や使用料などの未納の発生原因が受益者などへの説明不足によるものとならないよう、引き続き事業実施前には丁寧な説明を行われたい。

次に、議案第 85 号平成 24 年度三次市水道事業会計決算認定については、製造コストの削減と有収率を上げるための経営努力を常に行い、健全な経営に努めるとともに、平成 28 年度に計画されている水道事業と簡易水道事業の統合に向けては、市民へ十分な情報提供をして理解を得られたい。

続いて、補正予算に関する議案7件について申し上げます。

議案第86号平成25年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）外議案6件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

補正予算の審査過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意としたものを申し上げます。

まず、議案第86号については、農業交流連携拠点施設整備事業に関して、予算の基本となる事業計画の内容に乏しい。実施に向けては、議会でも十分な議論が行われるよう、早期に情報提供をし、説明をされたい。

次に、議案第91号平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）については、ひろしま医療情報ネットワークに関して、診療情報を共有する病院や薬局側のメリットは多いと思われるが、計画では、利用者が2種類のカードを使い分ける必要があり、混乱が予想される。真に利用しやすいシステムとなるよう、今後も検討を重ねられたい。

最後に、議案第92号平成25年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）については、災害発生時における情報発信や情報収集においては、あらゆる場面を想定し、インターネットでのソーシャルネットワークサービスの活用も検討されたい。

また、大雨による浸水や内水により農地などへの被害がたびたび発生している地域においては、ポンプなどによる排水対策が必要である。被害を最小限に食いとめるための迅速な対応や体制などについて、さらなる対策を講じられたい。

以上、述べました事項のほか、委員会において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略をいたします。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの予算決算常任委員長報告のうち、議案第78号平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

平成24年度の介護保険特別会計は、40%以上の大幅な介護保険料引き上げに基づくものであります。

市は、前期の保険料を引き上げていなかったことにより改定率が大きくなったと説明をされましたけれども、もともとこの介護保険制度が抱える矛盾として、高齢化が進み、介護サービスの利用がふえ、あるいは施設の充実を図れば図るほど保険料の引き上げに連動するという制度上の大きな問題があります。

介護保険制度が導入されたとき、国庫負担が50%であったものが25%にまで引き下げられた

ことも介護保険の財政悪化の大きな要因であり、三次市においても、介護保険財政を維持するために一般会計からの繰り入れを行われております。

昨年3月の定例会において、介護保険料を大幅に引き上げる条例改正案の採決に当たり、教育民生常任委員長報告は、介護保険財政の基盤安定化のため、介護保険制度自体の抜本的な見直しについて国等に対して要請することを求める意見を付しておりますが、制度の抜本的な見直しとともに、一般会計からの繰り入れを行っている自治体に対する国の不当な介入にもさらに強く抗議の声を上げるべきであると考えます。しかし、この点についての取り組みは決して十分行われたとは思いません。

大幅に引き上げられた保険料の収納率が98%以上であるとはいえ、それは年金からの天引きである特別徴収によるものであり、もはや高齢者の生活は限界状態であると言っても過言ではありません。今後ますます増加し、多様化することが見込まれる介護サービスのニーズに対して積極的に応える介護保険制度に改善充実させることなく、保険料の引き上げによって運営された本特別会計の決算認定に反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（16番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井議員。

○16番（亀井源吉君） 私は、議案第78号平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

平成12年度から始まった介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住みなれた地域において継続して充実した生活ができるよう、社会全体で高齢者を支える制度であります。

全国的にも高齢化は進み、三次市においても、平成25年3月末での65歳以上の割合は31.8%に達し、今後もこれがふえていくことが予想されます。また、三次市の介護認定率は、23年3月末で25.6%、そして今年3月末には26.2%と、前年と比較して0.6ポイントも増加し、今年度も増加傾向にあると聞いております。

このことは、今後も介護サービスを利用される方がふえ、それに伴い、介護給付費も増加することが予測されます。歳入においても、増加する介護給付費に対応するため、介護保険料の引き上げがありました。誰もが必要なときは制度を使うことができなければなりません。平成24年度の歳出において特に懸念された介護給付費においては、事業計画で想定された予算額に対し、その範囲内の支出額におさまり、その結果、介護給付費準備基金を取り崩すことなく運営され、適正な決算であると思っております。

今後とも、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるよう、介護保険事業の健全な運営に努め、介護予防の推進、給付の適正化などに一層取り組まれることを要望し、賛成討論とします。

○議長（沖原賢治君） 反対討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって討論を終わります。

[監査委員 杉原利明君 退席]

○議長(沖原賢治君) これより議案第75号外17議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第78号平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖原賢治君) 起立多数であります。

よって議案第78号平成24年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、ただいまの議案第78号を除く議案第75号から議案第77号、議案第79号から議案第92号までを一括採決いたします。

決算認定に関する議案10件に対する委員長の報告は認定であります。

補正予算に関する議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第75号外16議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第75号外9議案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第76号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

[監査委員 杉原利明君 着席]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第93号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第94号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第95号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第93号から議案第96号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第93号から議案第96号までの議案4件

について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第93号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の三上勝明氏の任期が平成25年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員の候補者として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第94号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の三好博雄氏の任期が平成25年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員の候補者として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第95号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の山崎政廣氏の任期が平成25年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、同氏を引き続き同委員の候補者として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第96号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の向井慶子氏の任期が平成25年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、新たに檜高基満氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、市議会の御意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第93号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第93号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第94号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第94号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第95号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第95号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第96号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第96号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第8号 政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、発議第8号政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(25番 助木達夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 助木議員。

[25番 助木達夫君 登壇]

○25番(助木達夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第8号

#### 政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書(案)

2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議前に、いま、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められている。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えていない。米ロ間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお1万9千発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核

開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は、「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

いま核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認できそのうえに核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれている。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでも極めて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会をはじめ核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器禁止条約の必要性和、その実現のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第8号政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第9号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める
意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、発議第9号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（25番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔25番 助木達夫君 登壇〕

○25番（助木達夫君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6パーセントのうち、3.8パーセントを森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯を踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、次のことについて実現を強く求めるものである。

- 1 自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第9号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第10号 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第10号地方税財源の充実確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（25番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔25番 助木達夫君 登壇〕

○25番（助木達夫君） たびたび済いません。ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第10号

#### 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

このような状況の中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、次のことを実現されるよう強く求める。

#### 1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

#### 2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、軍と地方の税源配分を「5対5」とすること。  
その際、地方消費税の充実など、税源への偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。  
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地の市町村にとって貴重な税源となっていることか

ら、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策議  
与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたしま  
す。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第10号地方税財源の充実確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決されまし  
た。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第11号 成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第11号成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）を
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

〔12番 新家良和君 登壇〕

○12番（新家良和君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第11号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し
上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊
木亨議員、鈴木深由希議員と私新家良和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ

います。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第11号

成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）

国立感染症研究所感染症情報センターは、今年1月から7月7日までの風疹患者数は、全国で1万2,469人に達したと発表した。これは、昨年1年間の5倍を超えた人数である。

また、広島県においては、1月から8月11日までの患者数は88人であり、昨年1年間の患者数12人の約7.3倍に達している。

2010年には全国で87人しかいなかった患者が、2011年には東南アジアの流行地域などに渡航した方が感染し、帰国後国内に流行したことにより378人と増加をした。2012年には、感染者は2,392人となり、今年は1万人以上と大流行となった。

今年の患者の8割は男性で、妊婦の夫に当たる20代から40代が大半である。

成人が感染しても重症化することはほとんどないが、妊婦が感染すると胎児が難聴や心疾患などの「先天性風疹症候群（CRS）」になる可能性がある。

国立感染症研究所によると、患者が増加した昨年後半以降CRSは14人報告されている。

風疹の定期予防接種は、1977年から始まり、当初は将来出産する可能性がある女性の中学生に限定されていた。

男性は1995年から対象に加わったため、20代以降の男性に感染が広がる要因となっている。

特に34歳以上の男性は、一度も接種をしていない可能性が高い。

感染症対策は、本来国が先頭に立って取り組むべきものであり、国は、女性が安心して子供を産むことができるよう社会全体の問題として対策に取り組まれない。

よって、次の事項を早急に変更実施するよう強く求めるものである。

- 1 成人の場合、風疹ワクチンは健康保険の対象外で、風疹単独は5,000円程度、麻疹風疹の混合は1万円程度必要であり、来年以降の再流行を防ぐため、助成制度を設け、接種を計画的に進めること。
- 2 ワクチンが不足した場合は、国が速やかに安全性の確保をした上で、薬事承認を受けた輸入ワクチンが使えるような体制整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第11号成人の風疹予防対策の強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第10、発議第12号消費税増税の当面中止を求める意見書（案）については、さきに不採択となった請願第1号消費税増税の当面中止を求める意見書の提出についてによるものであります。

よってこれを日程から削除したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって本日程を日程から削除し、欠番といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 閉会中継続審査申出事件2件

（教育民生常任委員会）

陳情第2号 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

（総務常任委員会）

陳情第3号 TPP交渉からの撤退を求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第11、委員会における閉会中の継続審査申し出について議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第3号TPP交渉からの撤退を求める意見書の提出については、内容について引き続き調査研究する必要があるため、また教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出については、内容について引き続き調査研究する必要があるため、それぞれ継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。



よって総務常任委員長及び教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議員の派遣について

○議長（沖原賢治君） 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、平成25年インド経済交流訪問団に地方自治法第100条第13項及び三次市議会会議規則第161条の規定に基づき議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

本案はお手元配付のとおり議員派遣を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議員の派遣を決定をいたします。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成25年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

25日間にわたる御審議、大変御苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時27分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月30日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 池田 徹

会議録署名議員 新家良和